資料５

利用者支援事業【母子保健型】【基本型】の実施体制

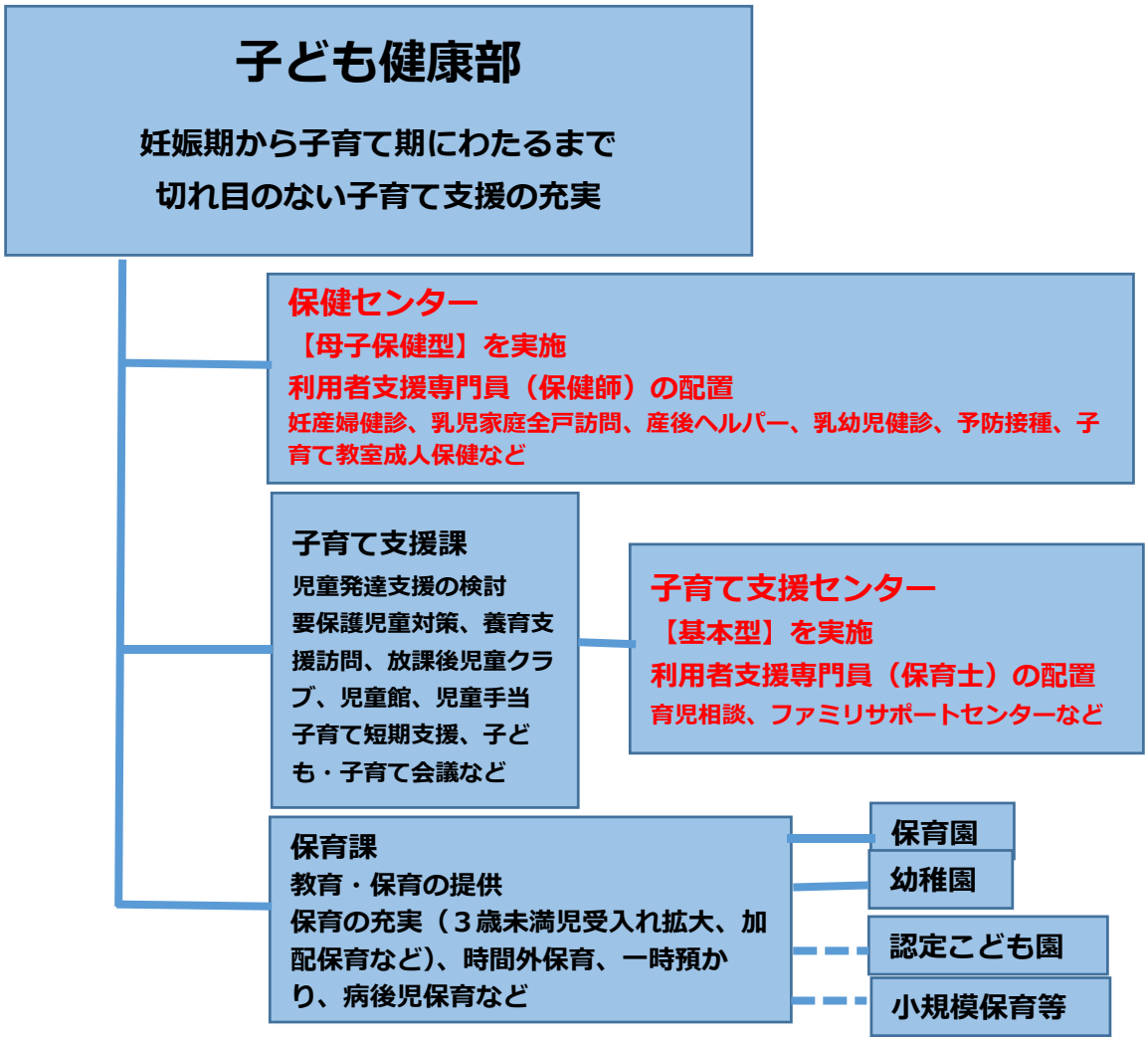

・子ども健康部内で、それぞれの利用者支援専門員（専任職員）が連携し、きめ細かな切れ目のない支援となるよう、利用者支援事業を一体的に実施
・利用者支援事業【基本型】を展開する子育て支援センターの属する子育て支援課で、要保護児童対策を実施（児童虐待防止の強化⇒１係新設）
・医療機関とは、保健センターを中心に連携
・児童発達支援体制の整備は、子育て支援課が中心となって、保健センター、福祉課学校教育課などと具体的な検討を開始